d)　これらの周波数帯における固定業務局が広大な地理的範囲の都市部で数多く配備されることが予想されること。

e)　広い地理的範囲に散らばった複数の送信局から単一の受信地球局への短期（ITU-R勧告SA.1396及びITU-R勧告SA.1157に指定された保護基準に相応する時間の約0.001%）の異常な伝播（エリア・ツー・ポイント伝播）を特性付ける研究が開始されていること。

f)　ITU-Rの予備研究では宇宙研究業務（深宇宙）地球局と単一の都市地域間の調整距離はおよそ250kmであることが示されていること。

g)　現在、ゴールドストーン（アメリカ）、マドリッド（スペイン）及びキャンベラ（オーストラリア）の近くで運用している又は運用を予定している３台の宇宙研究業務（深宇宙）地球局があり、更に将来的には最大で10台の地球局が予定されていること。

以下に留意し、

a)　決議第74（WRC-03、改）が、付録第７号を適宜更新する仕組みを提供していること。

b)　ITU-R勧告F.1760及びITU-R勧告F.1765は、30GHz以上の周波数帯の固定業務における高密度アプリケーションの送信局に関する総合等価等方ふく射電力（a.e.i.r.p.）を導出する方法について述べていること、そしてa.e.i.r.p.は、これらの局から他の業務への混信の可能性の評価に使用する可能性があること。

以下をITU-Rに要請することを決議し、

緊急の事項として、31.8-32.3GHz及び37-38GHzの周波数帯における宇宙研究業務（深宇宙）の受信地球局と固定業務の高密度なシステムの送信局とを調整する際の調整区域を決定するための技術的基礎を開発すること。

以下を主管庁に要請する。

ITU-Rに寄与文書を提出することにより上記の研究に積極的に参加すること。

追　　決議第98（WRC-12）　WRC-12により改正された無線通信規則の特定条項の暫定的適用並びに特定決議及び勧告の破棄

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　その所掌事項に応じ、本会議が無線通信規則（RR）の一部改正を行い、それが2013年１月１日に発効すること。

b)　本会議で改正された条項の幾つかは、2013年１月１日以前に暫定的に適用される必要があること。

c)　一般的には、新規及び改正された決議及び勧告は、最終会議文書が署名された時点で発効すること。

d)　一般的には、WRCが削除すると決定した決議及び勧告は、最終会議文書が署名された時点で破棄されること。

以下を決議し、

1　WRC-12により改正又は制定された無線通信規則の以下の条項は、2012年２月18日に暫定的に適用開始されるものとすること。

周波数分配表2170-2520MHz、18.4-22GHz、22-24.75GHz 及び24.75-29.9GHz

第5.532A号
第5.532B号
第5.530B号
第5.530C号
第5.530A号
第5.530D号
第5.398A号
第5.401号
第5.371号
第5.399号
第5.446号
第A.9.4号
第A.9.8号
第A.11.2号
第A.11.7号
第11.37号
第11.37.2号
第11.44.1号
第11.48号
第21.2号
第21.2.1号
表21-3　（WRC-12、改）
表21-4　（WRC-12、改）
付録第４号の第２附属書のA.7.f項及びC.10.d.7項（WRC-12、改）
表5-1の第６項（の2）、第８項及び第９項
付録第５号の第１附属書（WRC-12、改）
付録第７号の第７附属書の表7c（WRC-12、改）

2　WRC-12により改正又は制定された無線通信規則の以下の条項は、2017年１月１日に適用開始されるものとすること（付録第17号の第２附属書参照）。

3　WRC-12により削除された以下の条項は、2012年２月18日に破棄されるものとすること（第5.397号、第5.400号及び第5.530号参照）。

以下を更に決議する。

1　2012年２月18日に以下の決議を破棄すること。

決議第97（WRC-07）	決議第124（WRC-2000、改）
決議第136（WRC-03、改）	決議第231（WRC-07）
決議第342（WRC-2000、改）	決議第345（WRC-97）
決議第351（WRC-07、改）	決議第355（WRC-07）
決議第357（WRC-07）	決議第419（WRC-07）
決議第420（WRC-07）	決議第421（WRC-07）
決議第525（WRC-07、改）	決議第533（WRC-2000、改）
決議第546（WRC-03）	決議第551（WRC-07）